



住宅用火災警報器の 設置と維持管理について

回覧

住宅火災による死者が毎年発生しています

昨年、比企広域消防本部管内では75件の火災が発生し、そのうち22件が住宅における火災です。毎年住宅火災では複数の死傷者が発生しています。死者の多くは65歳以上の高齢者です。死者の多くが『逃げ遅れ』によるもので、早く火災に気付くことができれば助かっていた可能性もありました。



消防本部では、住宅火災における死者をゼロにするため、住宅用火災警報器の設置推進活動を行っております。地域住民の大切な命を守るため、地域における住宅用火災警報器の設置推進活動にご協力をお願いいたします。

住宅用火災警報器(住警器)とは



住宅火災による死者を減らすため、平成20年6月よりすべての住宅において住警器の設置が義務付けられました。住宅火災での死者の多くが『逃げ遅れ』であることから、火災を早期に見出し避難することができる住警器の設置が重要となります。住警器を設置することにより、火災発生時の死亡リスクや損失拡大リスクを大幅に減少する効果が期待できます。



火災発生を見逃さない！ わが家の住警器が大活躍！



寝たばこが布団に落ちて発火。警報音で目が覚め、慌てて消火！



調理中、ついテレビに夢中に。鍋から火が出た直後に警報音が！



カーテンがストーブに触れて引火。警報音で出火を知り、避難後に119番通報！

住宅用火災警報器の設置・維持管理



住警器の設置義務化により設置が進められてきましたが、比企管内の住警器設置率は75%と低い状況です（全国平均83%）。また、設置の義務化から10年を経過し、義務化当時に設置された住警器においては電池切れや部品の劣化により火災を感知しない危険があります。これらのことから住警器が未設置の世帯には**設置**を、設置済み世帯には**維持管理**（点検・交換）をお願いするものです。

住警器の設置が義務付けられている場所は『寝室』と、寝室が2階にある場合の『階段』であり、感知器の種類は『煙式』です。（火災予防条例）

設置

設置がまだの世帯



維持管理

設置済みの世帯



設置後10年を経過した世帯



住宅用火災警報器の取付けを支援します

管内の「住警器を自分で設置することが難しい」、「取付け方がわからない」世帯を対象に住警器の取付け支援を実施しています。取付け作業に費用は一切かかりませんが、電池式で容易に設置することができる住警器を取り付け支援の対象としております。（住警器は事前に準備ください）



問い合わせ

東松山消防署吉見分署

電話 0493-54-1558

2022年全国統一防火標語 『 お出かけは マスク戸締り 火の用心 』

住警器の取付けを支援します

比企広域消防本部では、住宅用火災警報器の取付け支援を行います。
消防職員が住宅へお伺いし、住宅用火災警報器の取付けを行うものです。

1 支援内容

住宅用火災警報器の取付け作業
(法令に基づき、寝室及び階段の天井又は壁)

2 対象世帯

比企広域消防本部管内の住宅で、
「住宅用火災警報器を設置することが難しい」
世帯等（お気軽にご相談ください。）

3 対象とする住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は電池式（煙式・熱式）とし、
電気工事を要さないもの。

4 取付け時間

原則 午前9時30分から午後4時00分までの間
(その他についてはご相談ください。)

5 申し込み方法

- 直接申し込み：最寄りの消防署・分署へ「申込書兼承諾書」に必要事項を記載し窓口へ提出してください。
- 電話申し込み：下記までお電話にてお申し込みください。

- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・準備の都合用、取付け希望日2週間前までにお申し込みください。
(取付け希望日が2週間以内の場合はご相談ください。)

6 その他

- ・取付け支援に費用は一切かかりません。
- ・住宅用火災警報器は、事前に購入（準備）しておいてください。
- ・災害等により取付け予定日にお伺いできない場合があります。
- ・感知器の種類・設置場所・申込書の記載方法等についてご不明な点は、下記へ問い合わせ願います。

つけましたか？ 住宅用火災警報器



問い合わせ

東松山消防署吉見分署

0493-54-1558